

墨田区保育の実施及び費用徴収に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改 正 案					現 行				
別表第1 保育料					別表第1 保育料				
各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分		月 額			各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分		月 額		
階層区分	定 義	4 歳以上児	3 歳児	3 歳未満児	階層区分	定 義	4 歳以上児	3 歳児	3 歳未満児
A 階層	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯	〔略〕	〔略〕	〔略〕	A 階層	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯	〔略〕	〔略〕	〔略〕
B階層～D階層 〔略〕					B階層～D階層 〔略〕				
付加基準	〔略〕				付加基準	〔略〕			
備考 〔略〕					備考 〔略〕				

付 則

この条例は、平成26年10月1日から施行する。